

緊急声明 「日本学術会議法案」の撤回を求める

独立・平和・公開のアカデミーを完全に消滅させる新法案！

この歴史的暴挙を許すな！ 学術会議もその共犯者になるな！ 直ちに臨時総会を開け！

2025年3月10日

軍学共同反対連絡会共同代表 赤井 純治 大野 義一郎 多羅尾 光徳
事務局長 小寺 隆幸

政府は3月7日、現行日本学術会議法を廃止して2026年10月に新たな法人としての「日本学術会議」を設立する「日本学術会議法案」を閣議決定し、国会へ上程した。それは「学術会議の独立性を高めるため」（有識者懇談会最終報告）という偽りの装いさえも脱ぎ捨て、法人化された日本学術会議への政権によるコントロールを著しく強化するものである。ここに、日本のアカデミーは死を迎える。

現行日本学術会議法は第三条で「日本学術会議は独立して職務を行う」と定め、学術会議が政府の介入を受けることなく学術的立場で活動し発信することを保障してきた。だが新法案にはどこにも「独立」という言葉はない。第2条2で、国は法律の運用に当たって「運営における自主性及び自律性に常に配慮しなければならない」と書かれていることをもって「独立」が保たれるとするが、これは誤りである。この条文は、次に見るように政府の統制下に置くことを前提に「配慮」と言っているにすぎない。

また、現行法では前文にある「平和」という言葉も、新法案では抹消された。

そのうえで、「最終報告」に記された何重もの縛りは、よりグロテスクな形で法制化されている。

- ① 総理大臣任命の監事は業務全体を監査し（19条）、不正や不当な事実があれば総理大臣に報告し、総理大臣は事務所に立ち入り検査することができ（49条）、検査を拒めば過料に処す（57条）。
- ② 内閣府に置かれ総理大臣が任命する日本学術会議評価委員会は、自己点検評価や中期的な活動計画について評価し意見を述べる（51条）。そして自己点検評価書の未提出や虚偽の記載は過料に処す（57条）。【註 51条では、学術についてと共に、「産業における研究成果の活用状況又は組織の経営に関し経験と識見を有するものから」と明記され、経団連役員らを含むことを想定している。】
- ③ 6年ごとに、業務に関する目標ととるべき措置、業務運営及び財務内容の改善に関する目標ととるべき措置、予算、内閣府令で定める会議の活動に関する事項について、評価委員会の意見を聴いた上で中期的な活動計画を作成（42条）。その中期的な活動計画に基づき毎年度「年度計画」を公表（43条）し、終了後は「自己点検評価書」を日本学術会議評価委員会に提出し公表する（44条）。
- ④ 会長が会員以外から任命する運営助言委員会は、総会の議案の作成および会長の職務に関し会長に意見を述べる（27条）。【註 27条には上記②51条と同じ文章が書かれ、財界が学術会議の運営に公的に関わることになる。総会議案さえ会員が自由に決められなくなるのは異常である。】
- ⑤ 総会が会員以外から選任する選定助言委員会は、選定方針の案の作成に関し意見を述べる（26条）。【註 26条は産業における経験と識見を有するものからも選ぶとされ、財界が会員選考に関与する。】
- ⑥ 役員・会員は、任務を怠ったときは損害を賠償する責任を負う。この責任は総理大臣の承認がなければ免除できない（33条）。
- ⑦ 役員、会員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする（34条）。秘密を漏らした者は一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する（55

条)。【註 米国アカデミーには秘密保持規定はあるが退職後も縛ることはありえない。】

- ⑧ 総理大臣は業務、資産、債務の状況に関し報告をさせ、内閣府職員に事務所に立ち入り検査させることができる(49条)。総理大臣は、役員、会員、職員が、不正行為若しくは法令違反行為をし、またはそのおそれがあるときは、必要な措置を講ずることを求める(50条)。報告せず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を忌避した場合には、罰金(56条)。この中には自己点検評価書の未提出、虚偽の記載も含まれる(57条)。
- ⑨ 来年度発足する際の新たな会員選考については「現会長は、内閣総理大臣が指定するものと協議し候補者選考委員を任命する」(附則第6条)。【註 総理大臣を長とする総合科学技術・イノベーション会議の議員を想定している。結局総理大臣が認める人物のみが選考委員となり、新たな会員候補を選定する。】さらに「内閣総理大臣は設立委員を命じ会議の設立に関する事務を処理させる」(附則第9条)。【法人としての「日本学術会議」は設立時点で完全に総理大臣の統制下に置かれる。】

このように処罰を振りかざして、計画作成、運営、会員選考、評価などすべてを強権的に統制する。しかも法人としての最初の会員を総理大臣が認める選考委員が選ぶことは、菅総理が犯した任命拒否という恣意的なパージを制度化し、選考の時点で政府の意に沿わない人物を排除するためである。そして新法人の最初の会員に政府の意に沿う学者や企業の研究者が多く選ばれば、それ以降はコ・オペレーション方式でも政府に付度する学者が選ばれると考えているに違いない。

また、秘密保持条項は現行法にはない。ただ会員が非常勤の特別職国家公務員であることから国家公務員法の守秘義務規定が準用されてきたにすぎない。法人化で公務員ではなくなるにもかかわらずあえて法律に書きこみ、学術会議会員に罰則付き守秘義務を課すことは、公開が原則である学術の論理にはそぐわない。この秘密保持規定は今後、学術を軍事研究に動員するために多用されかねない。

こうして活動を事細かに規制し、「虚偽」と政府が恣意的に判断すれば処罰しうる制度は学術会議の独立性を否定するものに他ならない。学術にとって必須の公開性の原則も侵される。それを今強行するのは、「安全保障分野において積極的に活用するため、広くアカデミアを含む最先端の研究者の参画促進に取り組む」(2022年制定国家安全保障戦略)のために、創設以来一貫して軍事研究反対を掲げてきた日本学術会議の息の根を止め、学術全体を軍事研究に動員しようとしているからである。

私たちは今、学問の自由と独立を守れるか否かの歴史的分岐点に立っている。しかし学術会議執行部はこの法案が明らかになった今も、「撤回を求める」という声をあげていない。それでは「科学者の内外に対する代表機関」としての責任の放棄、否、この歴史的な暴挙への「共犯者」ともなりかねないことを、知るべきである。この問題は会員だけではなく、すべての科学者に関わり、将来の日本の学術の在り方を左右する。歴史が示すように、次には市民社会に及ぶ。学術会議執行部は逡巡を捨て、日本の学術を守るという原点に立ち返るべきである。早急に、学術会議会員、連携会員、学協会などの意見を集約し、臨時総会を開催し、日本の学術界の総意を確立し、政府と国民に示すべきである。

少数与党の国会において、学術会議が毅然とした姿勢を示せば、そして市民社会の大きな声と共鳴すれば、撤回に追い込むことができる。

軍学共同反対連絡会は、「日本学術会議法案」の撤回のために全力を尽くす。

以上